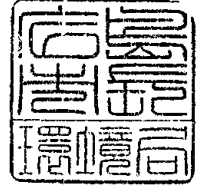


広業一第19号

平成21年3月31日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(環境局業務部業務第一課)
(環境局業務部業務第二課)
(環境局施設部施設課)



平成14年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見に基づく対応結果
について (報告)

このことについて、別紙のとおり対応結果を報告します。



監査の対象	環境局の業務・施設調査委託
対象局部課	環境局業務部業務第一課
対象事業	ごみ収集業務等委託

意 見

家庭ごみ収集運搬委託業務に関する委託業者数について

「法律上の視点」である業務の適正な履行確保に重点を置いて業者を限定したことにより、現在に至るまで適正に業務が行われたことは評価できます。また、他の政令指定都市の多くが、市の直営又は民間業者に委託するにしても随意契約としているなど、主に「法律上の視点」に重点を置いている中で、広島市が調査基準価格制度により指名競争入札という「経済性の視点」にも配慮している点も評価できます。

しかしながら、「経済性の視点」からは、約20年間も民間委託の業者数（49業者）が固定しており、今まで述べてきたことにより、競争性を発揮することは現実的に難しい状況と思われます。

市民の日常生活に直接影響するごみの収集業務は、「法律上の視点」に重点を置くのが前提ではありますが、「経済性の視点」からいえば、今後、委託業者数の拡大策を検討し、競争性を促進すると同時に、現在直営及び公社で行っている業務の外部委託化の推進を図る必要があります。

対 応 結 果

1 委託業者数（許可業者数）の拡大について

平成19年度（2007年度）から固形状一般廃棄物収集運搬業の新規許可を認めたことにより、許可業者数の拡大を図った。

その結果、委託業者数は従前に比べて4業者増加し、現在、許可業者数は53業者となっている。

2 競争性の促進－入札方法の改善

平成16年度（2004年度）から平成19年度（2007年度）までの間、家庭ごみ収集運搬業務委託の入札に係る指名業者の選考に当たっては、適正な履行確保の観点から、広島市競争入札参加資格者名簿に登録されている広島市固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者で廃棄物処理法施行令第4条に規定する委託基準に適合しないものなどを除外した上で選考する指名競争入札によることとしていたが、競争性を促進していくため、次のとおり、一業務当たりの指名業者数を増やすことにより改善を図ってきた。

また、平成20年度（2008年度）からは、入札の透明性、競争性を向上させるため、業務の適正な履行を確保するため、入札参加資格要件を上記の選考基準とした上で一般競争入札へ移行したところである。

対 応 結 果

一業務当たりの指名業者数の推移

契約年度	指名業者数
平成15年度(2003年度)以前	6~9業者
平成16年度(2004年度)	8~10業者
平成17年度(2005年度)	
平成18年度(2006年度)	8~11業者
平成19年度(2007年度)	10~15業者

3 収集業務の民間委託化

直営に係る家庭ごみ収集業務については、直営車両の2人乗車化の拡充及び退職者の不補充により、直営の収集業務を減らし、順次民間委託化を図っている。

また、公社に委託している家庭ごみ収集業務についても、平成16年度(2004年度)から公社に委託していた収集車両7台分のうち、2台分の業務を民間委託し、今後も退職者の不補充により順次民間委託化を図っていくことにしている。

家庭ごみ収集量に係る直営・委託の割合(%)の推移

年度	直営	公社	民間委託	計
平成15年度(2003年度)	54.8	3.7	41.5	100.0
平成16年度(2004年度)	49.5	2.7	47.8	100.0
平成17年度(2005年度)	50.2	3.0	46.8	100.0
平成18年度(2006年度)	46.9	2.6	50.5	100.0
平成19年度(2007年度)	43.7	2.6	53.7	100.0
平成20年度(2008年度)	41.5	2.5	56.0	100.0

注 平成15~19年度までは収集実績ベース、20年度は収集計画ベースの数値である。

監査の対象	環境局の業務・施設調査委託
対象局部課	環境局業務部業務第一課
対象事業	ごみ収集業務等委託

意見

指名業者選考資料について

選考過程の資料の閲覧を依頼しましたが、廃棄しているということで閲覧できませんでした。選考は多くの指名業者の中から、特定少数の指名業者を選定するという複雑で、かつ、客観性・明確性が必要とされる作業であり、また業者にとっては、指名業者の中に入るかどうかは非常に重要な関心事です。

よって、選考業務が公正に行われたこと、及び、後日監査等においてその選考過程を追跡確認できるという意味での明確性が保証される資料が必要です。したがって、今後は保存年数を規定化し、当該資料はその規定に基づき、一定期間保存しておくことが望まれます。

対応結果

平成15年度(2003年度)から業務第一課文書整理表において、「委託業務指名業者選考資料」の分類を新たに設定し、業務委託契約関係書類と同様に5年間保存することにした。

監査の対象	環境局の業務・施設調査委託
対象局部課	環境局業務部業務第一課
対象事業	ごみ収集業務等委託

意 見

設計金額について

落札価格が低いのは入札の結果でしかなく、設計金額の算定は別の話であるという広島市の説明は理解できます。

しかし、全業務の約4分の1の業務について上記の現象（設計金額の80%未満で落札）が見られることから広島市の積算は少し高めになっているものと思われます。

また、個別業務である（イ）の事実（平成13年度の指名業者の入札価格すべてが、入札書比較価格を下回っており、なおかつ、調査基準価格を20%以上下回った会社が半分あった。）からも同様のことがいえます。

したがって、積算方法等の見直しを行うことによりコスト削減（予算支出の削減）を図る必要があると考えます。

対 応 結 果

設計金額の適正化を図るため、直営及び委託業者の業務の実態を調査し、また、他都市の事例を参考にして、平成16年度（2004年度）契約分からワックス等消耗品の一部やナンバープレート購入代金を積算から除外したり、燃料費等の算定方式を実績から積算するように改めて、設計金額を削減した。

なお、平成19年度（2007年度）の入札（42件）では、調査基準価格を下回る入札はなかった。

監査の対象	環境局の業務・施設調査委託
対象局部課	環境局業務部業務第一課
対象事業	ごみ収集業務等委託

意見

普通ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）における直営コストと委託コストについて

直営の方が委託に比べてコスト高となっています。仮にすべて委託で行ったと仮定した場合、単純計算ではありますが、平成12年度において7億3,822万円{(18,188円-12,479円)×129,309t}のコストが削減できたということになります。したがって、委託の業務量を増やし、同時に委託業者数も増えれば、競争が促進され委託コストの低減も見込まれ、広島市として一層のコスト削減（予算支出の削減）ができることとなります。

直営の方が高い要因は人件費ですが、これはごみ収集車両の乗車人数が主な原因です。廃棄物マニュアル（旧厚生省監修）で2人以上の作業が必要であると定められていることから、他の政令指定都市同様、広島市においても直営については大部分で3人乗車にしています。一方、委託の場合2人乗車のため、その分人件費が直営に比べてかからないこととなります。なお、直営コストの中には退職給付コストが含まれていないため、これを含めると直営のコストは上記表よりも高くなります。

広島市においては平成15年度から政令指定都市では初めて、2人乗車の検討をしているというのですが、本格的に導入されれば相当の人件費の圧縮につながると思われるので推進を図るべきです。

ただし、上記を考慮しても直営の方がコスト高に変わりはなく、コスト低減の視点から、できるだけ早い時期に直営から委託への移行を検討すべきであると考えます。

対応結果

収集経費の削減を図るため、以下のとおり直営車両の2人乗車化及び収集業務の民間委託化を図っている。

1 直営車両の2人乗車化

平成15年度（2003年度）に直営車両の2人乗車化を試行的に開始し、以後、積載量や作業時間などについて検証を行いながら、順次拡充した結果、平成20年度（2008年度）には行政改革計画の目標数値63台を達成した。

対 応 結 果

直営車両の2人乗車化(台数)の実施状況(単位：台)

年度	台数	対前年度増加数
平成15年度(2003年度)	22	—
平成16年度(2004年度)	22	—
平成17年度(2005年度)	24	2
平成18年度(2006年度)	39	15
平成19年度(2007年度)	54	15
平成20年度(2008年度)	63	9

注 総車両数(2トンパッカー車)は92台であり、平成20年度には行政改革計画の目標台数を達成している。

2 収集業務の民間委託化

直営車両の2人乗車化及び退職者の不補充により、直営の収集業務を減らし、順次民間委託に切り替えている。

ただし、災害などの非常時には機動的対応が必要となることから、一定規模の直営による収集体制を確保する必要があると考えている。

普通ごみ収集量に係る直営・委託の割合(%)の推移

年度	直営	公社	民間委託	計
平成15年度(2003年度)	68.6	4.6	26.8	100.0
平成16年度(2004年度)	65.1	3.5	31.4	100.0
平成17年度(2005年度)	65.0	3.9	31.1	100.0
平成18年度(2006年度)	61.0	3.4	35.6	100.0
平成19年度(2007年度)	56.8	3.3	39.9	100.0
平成20年度(2008年度)	53.9	3.2	42.9	100.0

注 平成15～19年度までは収集実績ベース、20年度は収集計画ベースの数値である。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 ごみ収集業務等委託

意 見

ペットボトル選別等業務について
資源ごみ収集運搬業務について
安佐北区町内清掃ごみ等収集運搬等について

「業務の実施及び経費の支出伺」、「契約締結伺」及び「契約締結伺（変更契約）」を査閲したところ、「完結」、「保存年限」及び「開示・不開示の状況」欄が未記入となっていました。

公文書の開示については、開示請求時点で改めて開示・不開示の状況を判断することになっているため、当該欄については記入は義務付けられていません。しかし、文書の保存、開示・不開示・部分開示等を予備的（一時的）に判断するため必要であり、記入の徹底を図るべきです。

対 応 結 果

当該業務に係る決裁文書の「完結」、「保存年限」及び「開示・不開示の状況」欄に記入漏れがないよう、起案者、担当係長、決裁者がチェックすることにより、記入を徹底することにした。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 ごみ収集業務等委託

意見

廃乾電池等の処分業務について

N社への委託から社団法人A（全国都市清掃会議）を通じての特命随意契約への切替え時には、総コストでどちらが有利になるかという比較を実施し、後者が有利ということで切替えを行いました。しかしそれ以降、総コストベースでの比較は行われていません。

定期的に、総コストベースでの比較を行うことにより、コスト低減を図る必要があると考えます。

対応結果

当該業務委託の契約に際しては、平成15年度（2003年度）契約分から、毎年、N社へ単独で委託した場合のコストと社団法人A（全国都市清掃会議）の広域回収ルートへ委託した場合のコストを総コストベースで比較を行った上で契約している。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第二課
対象事業 し尿収集業務

意見

委託契約書について

契約の相手方が履行保証保険に加入していることから、委託契約書において、契約保証金を免除する旨の表記はしていますが、納付された契約保証金の取扱いについて規定している広島市委託契約約款第16条を適用除外事項としておりませんでした。

このため、実務上の影響はありませんが、広島市委託契約約款第16条について適用除外事項として委託契約書の表記をすべきと考えます。

対応結果

平成15年度(2003年度)から、広島市委託契約約款第16条(納付された契約保証金の取扱いの規定)について、適用除外事項として委託契約書に表記するよう改善した。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
 対象局部課 環境局業務部業務第一課
 対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

ごみ収集運搬業務

(普通) ごみ収集運搬業務は、元々雇用確保を目的とした資源ごみ収集運搬業務の代替業務であり、業務の内容そのものが公社で行わなければならないものではなく、将来的には民間への委託を検討すべきだと考えます。

対応結果

普通ごみ収集運搬業務の公社への委託について見直しを行い、平成16年度(2004年度)から公社に委託していた収集車両7台分の業務のうち2台分の業務を民間委託に移行し、今後も順次、退職者の不補充による公社職員数の減少に合わせ、民間委託に切り替える方針としている。

公社職員数の推移(各年度4月1日現在職員数)

年度	公社職員数	市派遣職員数	非常勤職員数	職員数(計)
平成16年度(2004年度)	105	5	8	118
平成17年度(2005年度)	100	5	9	114
平成18年度(2006年度)	97	5	10	112
平成19年度(2007年度)	93	4	11	108
平成20年度(2008年度)	88	3	12	103

注 「法人の経営状況報告」による。公社職員数は「職員数」から「市派遣職員数」及び「非常勤職員数」を除いて算出した。

家庭ごみ収集量に係る直営・委託の割合(%)の推移

年度	直営	公社	民間委託	計
平成15年度(2003年度)	54.8	3.7	41.5	100.0
平成16年度(2004年度)	49.5	2.7	47.8	100.0
平成17年度(2005年度)	50.2	3.0	46.8	100.0
平成18年度(2006年度)	46.9	2.6	50.5	100.0
平成19年度(2007年度)	43.7	2.6	53.7	100.0
平成20年度(2008年度)	41.5	2.5	56.0	100.0

注 平成15~19年度までは収集実績ベース、20年度は収集計画ベースの数値である。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

総合的考察

し尿収集量が下水道の普及により減少してきたことにより、(公社職員の)雇用確保の観点から普通ごみの収集運搬業務等を行うようになりましたが、現在の姿で公社において普通ごみ収集運搬業務を存続させる意義は公社の本来の設立趣旨に照らし合わせると見出しにくくなってきております。したがって、公社のあり方及び業務範囲の見直しを行い、存続のための存続として、まず公社ありきで業務が肥大化しないよう縮小方向で適正規模になるよう定期的に見直すべきと考えます。具体的には、公社で実施すべき主な事業は以下のものに集中し、普通ごみ収集運搬業務については民間に委託すべきだと考えます。

- ・ 公社設立の本旨であるし尿処理関係業務
- ・ ごみ処理関係業務のうち、民間では事業化するのが難しいと考えられる美化推進業務、河川清掃業務、計量・公金徴収業務
- ・ 上記同様、民間では事業化するのが難しいと考えられるリサイクル関係業務、火葬業務

対応結果

1 公社のあり方及び業務範囲の見直し

平成15年度(2003年度)に公社への委託業務の見直しを行い、民間委託になじまない次の業務については、今後も公社で引き続き行う業務として委託することにし、このほかの業務については順次、民間委託を推進する方針とした。

【民間委託になじまない業務】

- ・ 公社設立趣旨であるし尿関連業務
- ・ リサイクル、ごみ減量等の普及啓発に係る業務
- ・ 公金収納、搬入指導を伴う業務
- ・ 特殊事情により民間委託になじまない業務
- ・ その他、業務の性格上、民間委託になじまない業務

対 応 結 果

2 民間委託の推進

普通ごみ収集運搬業務の公社への委託について見直しを行い、平成16年度（2004年度）から普通ごみ収集運搬業務について、収集車両7台分の業務のうち車両2台分の業務を民間委託した。

また、従来、民間になじまない業務としていた「リサイクル・ごみ減量等の啓発に係る業務」の内容を再検討した結果、指導業務に当たらない「美化推進業務（主要交差点、横断歩道等の清掃及び啓発等を行う業務）」について、平成18年度（2006年度）から、完全民間委託化を行うことにより、さらなる民間委託を推進した。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

退職給与引当金について

現状、公社のプロパー従業員の退職金については広島市が補助金の形で資金負担しているため、債務性がないとの認識から計上していませんが、支払いの主体はあくまでも公社であることから、退職給与引当金規程に従い毎期計上すべきだと考えます。

平成15年3月末現在の要支給額の100%で計上するとした場合、9億6,275万円を計上する必要があります。

対応結果

平成17年度（2005年度）までは、退職給付引当金について、市がプロパー職員の退職一時金の必要額を当該年度に予算措置していたことから、貸借対照表には計上しない取り扱いとしていた。

しかし、公益法人会計基準の改正に伴い、退職給付引当金を計上することになったため、平成18年度（2006年度）の決算報告書の財務諸表から貸借対照表に計上するとともに、財務諸表の「財務諸表に対する注記」において、退職給付引当金の計上に当たっては、「期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している」旨を注記することにした。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

賞与引当金について

賞与の支給対象期間と支給時期は以下のとおりです。

前年度3月2日から当年度6月1日 6月支払い

当年度6月2日から当年度12月1日 12月支払い

当年度12月2日から当年度3月1日 3月支払い

よって、3月2日から3月31日分については、引当金の計上が必要になると考えます。

対応結果

賞与引当金については、市が必要額を当該年度に予算措置していることから、財務諸表の貸借対照表には計上しないことにしている。

そのため、決算報告書の財務諸表の「財務諸表に対する注記」において、「重要な会計方針」の「引当金の計上基準」として、「支給年度の補助金及び受託料等で充当するため、賞与引当金は計上していない」旨記載することにした。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

重要な会計方針等の注記について

「公益法人会計基準」上、計算書類の注記事項として「重要な会計方針」を記載することが求められておりますが、現状、「重要な会計方針の記載」がなされておられません。

計算書類利用者がより有効に計算書を利用できるよう、重要な会計方針は必ず記載する必要があると考えます。

対応結果

平成14年度（2002年度）の決算から、決算報告書の財務諸表の「財務諸表に対する注記」において、「重要な会計方針」を記載するよう改めている。

現在、「重要な会計方針」には、「(1)有価証券の評価基準及び評価方法」、「(2)固定資産の減価償却の方法」や「(3)引当金の計上基準」などについて記載し、「引当金の計上基準」には「支給年度の補助金及び受託料等で充当するため、賞与引当金は計上していない」ことや、退職給付引当金の計上に当たって、「期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している」ことなどを記載している。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

現金実査について

現金は基本的に持たないという方針であり、つり銭現金についても実査を実施していませんが、少なくとも月次で実査をし、帳簿残高との照合を実施すべきです。

対応結果

平成15年(2003年)1月から、毎月末の現金の実際残高及び金種について、つり銭現金を扱う分任出納員が出納員に報告書を提出し、出納員が報告書に記載されている現金の実際残高と現金出納帳の帳簿残高とを照合するよう改めた。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

請求書の日付について

未収金の平成14年3月末残高の中に、前年の12月から3月にかけての広島市及び広島市の関係団体（A病院等）への再生トイレットペーパーの販売代金の未収がありました。回収条件が請求後20日以内となっているため、請求書の日付を空欄で出している可能性が高いということでした。

また、請求書の控えはあったものの、請求書日付が未記入のため請求書の日付が空欄で出されたかどうかは確認できませんでしたので、回収管理のため日付の記入を徹底すべきです。

対応結果

請求書の請求日付については、未記入のまま送付していたのを、請求書送付の決裁後、直ちに担当者が記入を行い、それを担当係長が確認した上で、送付するよう改めた。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局業務部業務第一課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

予定価格について

平成13年度委託契約のうち随意契約の3業務について、定型業務なので前年度の予定価格を平成13年度の予定価格としていますが、現在のデフレの状況を考慮すると積算の見直しをする余地はあると考えます。

対応結果

指摘のあった3業務（各施設の消防用設備等保守点検業務、リサイクルプラザの清掃業務、永安館の火葬業務）について、平成15年度（2003年度）から毎年度、稼働日数や人件費単価の変動等を考慮し、人件費、物件費の積算を行うように改めた。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
 対象局部課 環境局業務部業務第二課
 対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

し尿収集運搬業務

平成13年度の公社と民間への委託コストを比較した場合、公社が民間よりも不利な収集効率という条件下にはあるものの、民間委託の方が低く、平成13年度の両者を比較した結果、仮に、平成13年度において民間委託で行ったとすると、単純計算では、831万3千円[(15,411円-14,244円)×7,123KL]のコストが削減できたことになります。

し尿収集量が減少する中で、し尿処理体制の合理化とし尿処理事業の公共性を確保するため、旧市域の民間許可業者を廃業させて公社を設立した趣旨を考慮すると、民間業者に再度委託することはできませんが、現在、臨時職員で対応している部分を拡大すること等により、より一層のコストダウンを進める努力を行うべきと考えます。

対応結果

平成11年度(1999年度)から、公社職員の新規採用を停止し、公社退職者の補充を臨時職員で実施してきた。平成14年度(2002年度)以降も、し尿収集量が減少していくことから、公社退職者の補充を再雇用嘱託員や臨時職員で行うなど、経費節減を図っている。

公社職員数(し尿収集運搬業務の職員数)の推移
(各年度3月31日現在職員数)

年度	正規職員数	嘱託職員	臨時職員数	職員数(計)
平成16年度(2004年度)	16	—	2	18
平成17年度(2005年度)	16	—	2	18
平成18年度(2006年度)	15	2	1	18
平成19年度(2007年度)	9	6	2	17
平成20年度(2008年度)	12	2	3	17

注1 平成20年度の職員数は見込みである。

注2 平成20年度のし尿収集運搬業務は、似島のし尿中継業務を担っていた民間企業が撤退したため、公社が新規に受託する必要が生じたことなどにより、嘱託職員4人を正規職員3人と臨時職員1人に振り替えた結果、正規職員数が平成19年度を上回ったところであるが、公社全体の正規職員としては人員を削減し、コスト削減に努めている。

監査の対象 環境局の業務・施設調査委託
対象局部課 環境局施設部施設課
対象事業 財団法人広島市環境事業公社

意見

玖谷埋立地埋立処分等業務

埋立地においてごみの埋立処分を行うとともにごみの計量及び処分手数料を徴収しています。
ごみの埋立処分については、廃棄物の処理業者等の指導を兼ねているので、民間では難しい面もあるが、将来的には民間への委託の検討の余地はあると考える。

対応結果

平成15年度(2003年度)に公社への委託業務の見直しを行い、民間委託になじまない次の業務については、今後も公社で引き続き行う業務として委託することにし、このほかの業務については順次、民間委託を推進する方針とした。

玖谷埋立地のごみの埋立処分業務については、「公金収納・搬入指導を伴う業務」であることから、民間委託になじまない業務であるため、今後も引き続き公社に委託することにした。

【民間委託になじまない業務】

- ・ 公社設立趣旨であるし尿関連業務
- ・ リサイクル、ごみ減量等の普及啓発に係る業務
- ・ 公金収納、搬入指導を伴う業務
- ・ 特殊事情により民間委託になじまない業務
- ・ その他、業務の性格上、民間委託になじまない業務